平成２８年（フ）第４９１号
京都市伏見区深草越後屋敷町73番地11
破産者　有限会社羽柴
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４７２７号
東京都新宿区揚場町２番18号、旧本店所在地東京都新宿区西新宿７丁目７番29号
破産者　ビーテックジャパン株式会社（旧商号グローバルマネージメントジャスト株式会社）
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３号
島根県浜田市三隅町三隅1318番地、住民票上の住所島根県浜田市三隅町三隅1338番地
破産者　岡本　浩介
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第２３号
島根県江津市江津町341番地２
破産者　梨木久仁子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第２６号
岡山市南区藤田654―41清水コーポＧ　Ｇ―12号室、住民票上の住所岡山市北区清輝橋４丁目５番12号
破産者　菅波　信夫
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５号
岡山県玉野市宇野５丁目７番７号
破産者　久保　祥夫
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３２０号
奈良県天理市前栽町342番地６　ヒノウエ上田住宅東１
破産者　溝口　仁知（旧姓池田）
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７２号
奈良県生駒市東菜畑２丁目876番地３
破産者　安政　正和
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４０１号
奈良県天理市乙木町577番地１　乙木ハイツＡ棟108号、破産手続開始決定時の住所奈良県天理市西長柄町38番地
破産者　乾　　英文
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１５６号
長崎県佐世保市日宇町766番地、前住所長崎県佐世保市若竹台町388番地
破産者　鶴田　誠司
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
長崎県佐世保市針尾西町1290番地、前住所長崎県佐世保市針尾西町546番地４
破産者　富田マツヱ
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
宮城県登米市迫町佐沼字梅ノ木１丁目３番地13山内住宅７号棟
破産者　萱場　伸也
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第１６号
宮城県登米市南方町山成前842番地１
破産者　三浦八重子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第６８４号
埼玉県上尾市大字上尾村1277番地２　サンクセゾンＡ201
破産者　神成　昭彦
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
奈良県橿原市醍醐町153番地の１
破産者　仲西瓦商店こと　仲西　正幸
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
奈良県香芝市瓦口2134番地　グランドビュー香芝701号
破産者　竹辻泰子こと　竹辻　泰子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１８１１号
札幌市清田区平岡５条４丁目３番25号　コーポ八栄Ⅱ―101号
破産者　高橋　貞治
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４３号
札幌市北区新琴似９条12丁目９番５号
破産者　上戸　博文
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２号
茨城県神栖市矢田部11187番地59　コーポ菅谷２号
破産者　藤田　雅明
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部